

令和 4 年 第 8 回 定 例 魚 沼 市 教 育 委 員 会 会 議 録			
会 議 日 程	令 和 4 年 8 月 1 8 日	午 後 1 時 3 0 分	開 会
		午 後 2 時 3 5 分	閉 会
場 所	魚 沼 市 役 所 本 庁 舎 3 0 1 会 議 室	書 記	井 口 啓 一
委 員 定 数	5 名 (出 席 者 5 名 欠 席 者 0 名)		
出 席 委 員	教 育 長 樋 口 健 一	教 育 長 職 務 代 理 者	星 麻 衣
	委 員 浅 井 誠 哉	委 員	八 木 由 美 子
	委 員 桑 原 哲 哉		
欠 席 委 員			
説 明 の た め 出 席 し た 者	事 務 局 長 吉 澤 国 明	学 校 教 育 課 長	森 山 丈 順
	管 理 指 導 主 事 島 田 昌 幸	管 理 指 導 主 事	角 谷 文 昭
	教 育 セ ン タ ー 次 長 須 佐 光 行	子 ど も 課 長	関 祐 樹
	社 会 教 育 係 長 坂 大 聡	社 会 体 育 係 長	佐 藤 彰 弘
	庶 務 係 長 井 口 啓 一		

会議事項及び議事の経過

開会宣言

(教 育 長) これより令和4年第8回魚沼市教育委員会を開催します。

日程第1 会議録署名委員の指名について

(教 育 長) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、会議規則第23条第3項の規定により
星 麻衣 委員にお願いします。

日程第2 教育長の諸報告

(教 育 長) 日程第2、教育長の諸報告を行います。(資料3ページ、教育長諸報告により7月13日から8月18日までの出席会議・行事等について報告)

(教 育 長) この他に教育長諸報告について、質疑はありますか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) 教育長諸報告については、以上でよろしいですか。

(委 員) (「はい」の声あり)

(教 育 長) それでは以上で教育長の諸報告を終わります。

日程第3 報告第18号 臨時代理報告

令和4年度一般会計補正予算(第3号)について

(教 育 長) 日程第3、報告第18号 臨時代理報告 令和4年度一般会計補正予算(第3号)について、事務局の説明を求めます。

(学 校 教 育 課 長) 説明いたします。(資料により説明：令和4年度一般会計補正予算(第3号)について(学校教育課分を説明))

(子 ど も 課 長) 説明いたします。(資料により説明：令和4年度一般会計補正予算(第3号)について(子ども課分を説明))

- (教 育 長) 報告第18号について、質疑はありませんか。
- (委 員) 保育園のICT化とは具体的にどのようなものですか。
- (子 ども 課 長) 保育士の業務負担を軽減する目的でパソコン等を使用して、保育計画、保護者への連絡や管理簿など手書きで行っていたものをシステム化する予定です。
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 質疑なしと認めます。
- 報告第18号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第18号は原案のとおり承認することとします。

日程第4 報告事項

(教育長委任事務)

①魚沼市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正について

- (教 育 長) 日程第4、報告事項①、魚沼市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正について、報告をお願いします。
- (子 ども 課 長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項①、魚沼市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正について(説明))
- (教 育 長) 報告事項①について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) それでは以上で報告事項①を終了します。

②共催依頼、③共催取消 及び④後援依頼について

- (教 育 長) 報告事項②共催依頼、③共催取消 及び④後援依頼について、それぞれ報告をお願いします。
- 【以下、資料に基づき報告】
- (社会体育係長) 共催依頼1件について報告
- (社会教育係長) 共催取消1件について報告
- (学校教育課長) 後援依頼1件について報告
- (社会教育係長) 後援依頼3件について報告
- (社会体育係長) 後援依頼3件について報告
- (子 ども 課 長) 後援依頼1件について報告
- (教 育 長) 報告事項②共催依頼、③共催取消 及び④後援依頼について、質疑はありませんか。
- (委 員) 野球大会の実施時期について意見を述べさせていただきます。夏休み中の活動にも関係しますが、最近の例で言いますと、甲子園球場でも熱中症で搬送される事案が発生しています。8月や9月の初めに開催するのは、マスクをしながら炎天下での応援など心配があります。今年は日程も決まっていて変更は無理だと思いますが、来年度以降の実施時期の見直しをお願いできないでしょうか。

- (教 育 長) 主催はそれぞれの団体になりますので、開催時期について教育委員会事務局から具体的に10月にしてほしいとは、なかなか言えないと思いますが、熱中症対策をきちんとしていただきたいということを含めて、時期も考慮してほしいという形で伝えることはできると思います。
- (教 育 長) 共催の取り消しについてですが、事業の内容が仏教を伝えるための行いである「説法」ということで、これを教育委員会の共催にするのは如何なものかという意見があり、協議した結果、取り消しということにさせていただきました。今後、気を付けたいと思います。
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 以上で報告事項を終了します。

日程第5 その他

①その他

- (教 育 長) 日程第5、その他、①その他
- (教 育 長) その他事項でありましたら、お願いします。
- (事 務 局 長) 2点ご報告いたします。まず1点目は、先月7月10日に発生しました、広神地区でのスクールバス事故に関してであります。2点目は、旧堀之内町の旧原小学校について、タイケン学園という学校法人に無償で貸し付けていますが、この貸付契約についてであります。詳しくは学校教育課長から説明いたします。
- (学校教育課長) それでは、今ほどお配りした資料に基づいて報告いたします。(資料により説明： 広神地区スクールバス事故等の概要について(説明))
- (学校教育課長) つづきまして、旧原小学校の件であります。市有財産の無償貸付契約をしている学校法人タイケン学園から7月11日付けで契約解除の申し出がありました。この契約は旧堀之内町と取り交わしており、5年毎の自動継続となっております。新潟校の廃校が決まったことから、申し出があり、令和5年3月31日をもって契約終了となります。
- (教 育 長) スクールバスの件は、耳を疑うような事件でありましたが、子どもたちが乗車した状態で事故がなかったのが救いです。
- (委 員) 広神地区で何年か前にスクールバスの事故がありましたが、その時と同じ運行会社ですか。
- (学校教育課長) 以前に事故を起こした会社とは違う会社です。
- (委 員) 今後の対応が未だ決まっていないということですが、夏休みが終わるので、それまでには決まりますか。
- (事 務 局 長) 今回の事故は、再委託先の運転手によるものであったため、再委託の承認を取り消したものです。入札参加資格審査委員会において指名停止についての議論をしているところですが、元請業者との契約は現在のところ継続しているため、年度末まで有効となっております。このため、当該路線につきましても、元請業者の責任においてスクールバスの運行を行うことになっております。
- (委 員) この委託業務の入札時に、当該業者以外に参加した業者はありましたか。
- (事 務 局 長) 一般競争入札の結果で決まったため、複数者あったと記憶しております。ただし、市内業者はどれもドライバー不足ということもあり、そういった意味では選択肢が限られているのが実態です。
- (委 員) スクールバスだけでなく一般の路線バスにも言えることですが、あまり良い話を聞きませんが、そのあたりはどうですか。
- (事 務 局 長) 路線バスについては、教育委員会の所管外ではありますが、公共性のある交通について体制の再構築が必要ではないかとの議論を、部長級でしています。ただし、規模の大きい話になりますので、難しいところではあります。

- (委 員) 親としても、信用して大切な子どもを預けるわけですから、今回のようなことがあると、とても心配になります。
- (教 育 長) 乗車していた生徒について、警察による事情聴取がありました。また、2学期がスタートすることから、広神中学校及び広神西小学校の保護者の皆様に、今までの経緯と今後の対応について説明とお詫びをする必要があると考えています。
- (教 育 長) 入札制度につきましては、市内業者優先としておりますが、これについても市長部局と協議しながら、安全運行の確保との観点から検討しております。
- (教 育 長) 旧原小学校の件については、いかがでしょうか。
- (委 員) 借り手がなくなった後の建物の管理はどうなりますか。
- (学校教育課長) 既に小学校としての機能は廃止しておりますので、市長部局と協議して公共施設再編計画の中で検討することになるかと思えます。今後の利活用につきましては、地元の自治会の意見等を聞きながら進めていくことになるかと思えます。
- (委 員) 建物改修等の予定はありますか。
- (学校教育課長) 体育館につきましては、指定避難所になっているため、今年度、耐震診断を行う予定になっております。校舎側につきましては、耐震診断はしませんが、体育館の結果を見て判断したいと考えております。
- (教 育 長) その他事項で、ほかにありますか。
- (事務局 長) 生涯学習関連で1件、ご報告いたします。お配りしましたパンフレットの日本遺産「「なんだ、コレは！」信濃川流域の火焰型土器と雪国の文化」についてであります。認定から6年経過し、総括評価を受け、次の3年の計画を再申請しましたところ、内容が十分でないという評価を受け、再審査となりました。「ビジョンや施策が抽象的である。目標設定が明確でない。協議会の自立に向けた連携が不十分である。」との意見があったということです。信濃川火焰街道連携協議会は、新潟市、三条市、長岡市、十日町市、津南町と一緒に構成しており、事務局の新潟市を中心に次の審査を通るように、計画を練り直しているところです。9月中旬に計画を再提出し、その審査結果は11月から12月頃に出るとのことです。
- (事務局 長) 日本遺産について、補足説明をいたします。今回の審査は、文化財そのものの価値が評価されたり、規制がかかるというのではなく、文化財を活用した地域ブランドや地域の活性化に主眼が置かれているものであり、文化財保護法に置ける位置付けとは別のものとご理解いただければと思います。
- (委 員) 看板等を見かけたことがあります。
- (事務局 長) 簡単に申しますと、観光誘客に使いたいとの国の政策があり、東京オリンピックのインバウンドに合わせて、国内の様々な文化財を訪日外国人観光客に楽しんでもらい、経済効果も期待しているという制度であります。今回、観光や地域の振興という部分で指摘を受けたということでもあります。当初計画にあった、火焰型土器の出土遺跡や信濃川流域の文化遺産を周遊してもらう計画があまり進んでいないといったことでもありました。

②今後の会議日程

- (教 育 長) 第9回定例会については、9月9日、午後1時30分から本庁舎3階305会議室で開催することとします。
- (教 育 長) 令和4年度第1回総合教育会議については、同日、午後3時から本庁舎3階302会議室で開催予定となっております。
- (管理指導主事) 同じ9月9日の午前中に学校訪問がありますので、よろしく願いいたします。魚沼北中学校と湯之谷小学校の2校の予定です。9時50分に庁舎を出発する予定ですので、それまでにお集まりください。
- (教 育 長) それでは以上で②今後の会議日程を終了します。
- (教 育 長) 以上で日程を終了することとし、本日の委員会を閉会といたします。

終了時刻 午後 2 時 35 分

以上の記録は、書記が整えたものであるが、その正確であることを証して署名する。

教 育 長

会議録署名委員